

第16回教育委員会会議

1 日時 令和6年10月8日（火） 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
平井 正朗	教育長職務代理人
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
西 徹	生涯学習部長
大西 啓嗣	指導部長
杉本 和由	学校力支援担当部長
橋本 洋祐	総務課長
中川 達雄	教職員サービス・監察担当課長
比嘉 直子	生涯学習担当課長
山崎 行宏	保健体育担当課長
伊藤 純治	教育政策課長
川村 晃子	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名

(3) 案件

議案第102号 第49回学校医等永年勤続者表彰について

議案第103号 市会提出予定案件（その12）（指定管理者の指定について）

報告第31号 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

報告第32号 職員の人事について

なお、報告第32号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第102号及び第103号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第31号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和6年4月から7月にかけて受け付けた10名の方からの13件の意見・提案についての対応である。それでは、受付番号順に概要をご説明する。

番号1の意見・提案は、小学校教育研究会に関するものである。教育委員会としての業務と、任意団体である小学校教育研究会の活動の線引きを明確にし、入会を確認してほしいという内容である。教育委員会の見解案としては、小学校教育研究会の活動は、法律等に定めのある「教員の研究と修養」に資する活動であり、教員自身の資質・能力の向上につながるものではあるものの、あくまで任意団体であるので、活動自体は業務とは別の取扱いになること、ただし本市の学校教育に密接に関連する活動については「公務」として取扱い、出張を可能とする場合もあることについて記載している。加えて入会については強制ではなく、本人の意思を尊重していると研究会に確認しているが、改めて研究

会にお伝えすること、また入会の有無が人事評価等に影響することはないことについて記載している。

番号2の意見・提案は、特別教室の空調設置及び空調の出力に関するもので、すべての教室に十分な出力のある空調設備を設置してほしいという内容である。教育委員会の見解案としては、特別教室への空調設置については必要性を認識しており、令和6年4月に入札募集を行ったものの、入札参加者から辞退申し入れがあったため入札が中止になり、現在今後の取扱いを検討している旨を記載している。また冷房装置の出力については、現在設置の機器は、普通教室一室分の空気調和能力を満たすものである旨について記載し、冷えない原因と考えられる数分おきのON-OFF操作の繰り返しなどの間欠運転やエアフィルターへの埃の堆積について、改めて日常の機器の取扱い及び維持管理にご留意いただきたい旨を記載している。

番号3-1から3は同じ方からのご意見である。まず番号3-1の意見・提案は、年度開始から始業式、給食開始までの期間が短すぎるため、余裕をもって準備をすることができないので、一日でいいので猶予がほしいといった内容である。教育委員会の見解案としては、年度当初の業務が多岐にわたることは認識しており、管理職のマネジメントによって、例えば業務が集中する学期始めや学期末は授業時間を調整したり、始業式の日程についても後ろ倒しをするなどして、各校の実情に合わせた運用をさせていただいている旨について記載し、学校行事や始業式などについて、学校の実情に応じて運用できることの再周知や好事例の共有などを今年度内に行う予定であることを記載している。

番号3-2の意見・提案は、学校に届く周知文書等の取扱いに関して、教育委員会からの配付依頼が分かりづらいことや、周知文書の配付に関する要綱の周知が不十分であるなど、依然として学校の負担が大きいといった内容である。教育委員会の見解案としては、学校に届く周知文書の取扱いについて、学校での配付が必須のものは教育委員会事務局の各担当課から学校あてに文書連絡により依頼を行うが、それ以外のものは校長が配付の判断ができること、各担当課から学校へ周知する際には、SKIP掲示板に掲載する取扱いとしていくこと、その上で改めて、SKIP掲示板に掲載する取扱いの徹底や、掲載から配付までのタイムラグを縮めるよう関係課に周知した旨を記載している。要綱の周知についてはホームページで掲載しているが、ホームページ上での発信をさらに充実するよう検討していくこと、また周知文書等のデータ化による発信については、今年度より取組を始めたところであり、課題もあるが、できる限りデータ化による対応を進めていくことが有効な手段であ

ると認識していること、配付の扱いについて、検証に努めてまいることを記載している。

番号3-3の意見・提案は、令和6年4月6日（土）・7日（日）にSKIPポータルが利用できず、8日（月）の朝になっても解消されなかった件についての説明を求める内容である。教育委員会の見解案については、エラーの原因としては、4月5日（金）の業務時間外に教育情報ネットワーク基盤の認証機能にかかるシステム障害が発生したことによるもので、今回のシステム障害となった原因が、障害監視の対象外のものであり、すぐに発見することができず、4月8日（月）の8時30分頃に学校からのお問い合わせが複数あり、基盤事業者および学校運営支援センターがエラーを把握する事態となったこと、すぐに調査実施を行い、原因となる事象について対応し、4月8日（月）の9時30分頃に復旧したことについて説明をしている。なお今回の事象を受け、現在は同様のシステム障害が発生しないような対策がとられている旨を記載している。

番号4の意見・提案は、弘済小中学校分校の施設管理、公印、通送等に関するもので、設備がこども青少年局所管である阿武山学園の所有であることで、雨漏りの修理や蛍光灯の交換等の対応が遅くなっていること、本校と分校が離れていることで、公印を本校まで押しに行く、通送を本校まで取りに行く作業が発生し、時間や出張旅費がかかるといった内容である。教育委員会の見解案としては、施設管理に関しては、教育委員会事務局とこども青少年局による覚書に基づいて対応しており、例えば指摘をされている雨漏りの対応についても、大規模な工事が必要となるなかで、覚書に基づき対応を行ったものではあるが、改めて教育委員会事務局とこども青少年局で覚書の内容を再確認した上で、覚書に基づいた適切な管理運営を実施し、対応内容については学校への説明を丁寧に行うなど、学校の教育活動が円滑に行われるよう努めてまいりたい旨について記載している。公印と通送についても、学校の実情等を調査し、今年度中に対応の方向性を決定していきたい旨を記載している。

番号5-1、2は同じ方からのご意見である。番号5-1の意見・提案は、長期休業中の課題の作成が負担になっているので、ワーク等の問題集を購入する予算を市内全学校へ配付するか、教育委員会で一括購入するなどしてはどうかといった内容である。教育委員会の見解案としては、長期休業中の課題については、学習進度や児童生徒の実情に応じて、各校にて内容を決めているため、教育委員会で一律の予算配付やワークを購入することは、現時点で考えていないこと、なお長期休業中の課題については、一人一台学習者端末を活用し、デジタルドリルを課題とするなどして教員の負担軽減を図っていただくことも可能

である旨を記載している。

番号5-2の意見・提案は、学校事務職員の業務量が増加しているのご認識から、共同学校事務室の効果検証、試験の一部免除など学校事務職員の採用、欠員が出た場合に対応するための制度、そして業務量の軽減などに関するご意見である。教育委員会の見解案としては、共同学校事務室の効果検証については、令和3年度にアンケートをとり効果があることを検証したうえで、令和5年度より全市における本格実施をしているため、現時点では改めての効果検証は考えていないこと、また学校事務職員の採用については、競争試験であるため、試験を一部免除する制度とすることは難しいこと、欠員が出た場合の対応については、臨時的任用職員の配置とともに共同学校事務室による支援などで対応ができていること、業務の効率化については、共同学校事務室による事務の共同処理や標準化を進めつつ、各関係機関とも連携していく旨について記載している。

番号6の意見・提案は、幼稚園におけるデジタル化に関して、Wi-Fi環境の整備、教職員への研修、事業担当主事へのパソコン研修に関する内容である。教育委員会の見解案としては、令和6年9月より全市立幼稚園においてWi-Fiルーターを導入したこと、教職員の研修の機会については、校務支援システムが運用開始される際に、教職員を対象にパソコンを用いた操作研修を実施するとともに、SKIPポータルに「よくある質問」やマニュアルを掲載し、またコールセンターも設置していること、事業担当主事を対象としたパソコン研修については、事業担当主事補への転任時に、職員人材開発センターが主催する共通実務研修の中でWord初級編、Excel初級編を必須項目としていたが、パソコンスキルがあり受講する必要もない方もいることから、現在は任意のスキルアップ研修として実施している旨を記載している。

番号7の意見・提案は、特別教室の空調設置に関するもので、番号2のご意見と同様に特別教室にもエアコンを設置してほしいという内容である。教育委員会の見解案としては、番号2の見解案と同様である。

番号8の意見・提案は、中学校の学級編成を段階的に35人学級にしてはどうかという内容である。教育委員会の見解案としては、学級編成の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、国に対して要望を行っていること、一方で、生徒一人一人の学習到達度等に合わせた習熟度別少人数授業を実施するとともに、「学びサポーター」を配置し、個々の状況に合わせたきめ細やかな学習支援を行っている旨を記載している。

番号9の意見・提案は、学校事務職員の本務による障がい者雇用枠を設けてほしいという内容である。教育委員会の見解案としては、学校事務職員については法律に基づき定数が定められており、府立学校とは配置が異なり、本市の場合は1校あたりの職員配置の規模が小さく単数配置校が7割を占めているなど、本市において本務職員の障がい者雇用枠を設けるのはいくつかの課題があると認識していること、その上で、本市の状況を踏まえつつ、障がい者の雇用については今後の課題として様々な方策を考えていく旨を記載している。

最後に、番号10の意見・提案は、保護者から現金で受領した学校徴収金について、現行では当日中、金融機関が営業時間外の時は翌日中に入金することになっているが、件数が多かったり、金融機関が離れていたりする場合もあり時間がとられるので、もう少し柔軟な対応ができないかといった内容である。教育委員会の見解案としては、現在は「学校徴収金会計基準」において、「収入金の預け入れは、即日を原則とするが、やむを得ない場合は、金融機関の翌営業日とする」と定めているが、今回の意見・提案で、ご指摘いただいたような頻度で金融機関に行かなければならない状況は改善する必要があると考えており、学校現場の意見も聞きながら事務の適正性を担保したうえで、会計室の運用に準じた取扱いができるよう令和6年度内に検討を進めていく旨を記載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 只今それぞれの意見・提案についての考え方について、説明をさせていただきました。合計13件、今年度の1学期分ということでございます。ご意見等ある場合は、挙手をお願いします。

【異委員】 まず、教職員からの意見・提案にかかる対応について、学期ごとにあげていただいていると思うのですけれども、これは現場の先生にどう映っているのかなと。あげて聞いてもらってしっかり議論してきちんとフィードバックというか改善されているという認識なのか、言ったままで何も変わらないからという感じなのかそこをちょっと教えていただきたいです。

【松浦政策推進担当部長】 その認識を確認したことはないので、校長会等で1回聞いてみます。今回終わったあと、教職員の個人メール宛に、こういう意見をいただいたのでこういう対応でこういう見解ですということをお返ししたり、あとは教育委員会のホームページに載せたり、周知はしていますが、それに対してどういう反応をしているかとい

うことはすみません、確認をしたことがございません。校長会の方と話をしてみます。

【異委員】 しっかり議論をして、現場の意見が全てかと思imasので、できるだけやはり親身に対応をしないと、教育委員会と現場がかけ離れているということになっていたら無駄だなと思imasので、まずそれを前提にお伝えしたいと思imas。特別教室のエアコンについては2件あったのですけれども、子どもからも聞いたことはあります。理科室と言っていました。汗がダラダラで暑過ぎて集中ができないということを聞いたことがあります。本題なのですけれども、業務量のところでチラシの配付というところが数年前から出ていて、この現場の先生の提案も毎回もしくは2回に1回は出てくると思imas。そろそろ本気で取り組まなければ気の毒です。これだけ提案をしていろいろな改善案を言ってくださっているのに、もう一歩踏み込めないのもなぜかなというのも少し考えて、今日議論をしないといけないと思imas。周知徹底のPDF（教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱）をホームページにあげているということで、それを見せていただいて、どういうふうに団体にいつているのかなというのをしっかり確認させていただきました。第2条のところ「保護者等への周知文書等の配付は団体等が行うものとし、」ということなのですけれども、団体は絶対に配付しないですよね。基本的には学校から子どもたちにとということで、まずこの前提もおかしいなと思imas。「また、学校を通じて配付することでより効果が見込める場合」ということで、この効果は教育効果ということでしょうか。外部団体、NPOの野外キャンプであったり、イベントであったり、いろいろな通知がありますけれども、それも入っているということなのかなということと、「配付の依頼を学校に対し、行うことができる」、これは電話やメールでとかそういうことなのでしょうか。この外部団体からの電話も教頭先生が凄く大変と言っていました。電話で児童数、クラス数を言うということですが、基本はホームページに書いているのですか、書いているところと書いていないところとありますか。

【伊藤教育政策課長】 出していないところが多いと思imas。

【異委員】 それでしたら、配付する外部団体が毎回教頭先生に電話をする、これも凄く負担ですよね。多分何年も続けられていると思うので、絶対に改善できると思imas。第2条の3「前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する周知文書等は、配付しない。」というところがありますが、最後の第3条（配付の手続）のところの「周知文書等の配付を学校へ依頼する際には、周知文書等20部を1単位として結束等を行ったうえで、学校へ送付する」というルールができなければ配付しないというところまで、持ち上げて

もいいと思います。教育委員会が悪いと思ったところが、「生徒数、単位数を聞いて周知文書を送付するとともにPDFデータを学校に送ってください」ということで、ホームページを見ると通知文、チラシ、周知文書の削減ということを書いているのに、そういうチラシを送付してください、送付とともにPDFデータを送ってくださいとなっているので、ダブルの負担になっています。チラシを送って、データも送って、学校としては送られてきたから頑張ってクラスごとに分けないといけなくて、配付プラス、ミマモルメの周知のチラシがあるので、そちらでも送らなければいけないです。結果的にダブルの負担になっていると思ったので、ここは1年間の猶予で、学校ももうそろそろミマモルメも使え出していると思いますので、データ1本で。でも絶対そういう時に議論があるのが、スマホを持っていない人はどうするのかということです。元小学校の校長先生の考えで良いと思ったのは、基本的にチラシはミマモルメのデータで送ります、紙が必要な人は玄関に配付チラシを50部ずつ、30部ずつと置いておくので、必要な人は取って帰ってくださいというような案内です。これは各クラス分とかではなくて、30部、50部とか団体にそれだけで結構です、基本的にはPDFデータで送りますと。ルールを守られていないところは校長会等で名前をあげてもらって、こちらからこういうルールが守られていないので今後一切、出禁ではないですけれども止めてくださいということで、しっかり注意をしないと、ホームページはここまで団体は見えていないではないですか。児童数を電話で聞くのも凄く負担なので、ここは強めのメッセージを出してもいいのかなと思いました。要綱の改定は令和6年4月で、最近ですらこのレベルなので、毎回あがってきていて本当に気の毒で、もうちょっと、いい加減にしてあげないと可哀想です。大阪市の小学校に二人お子さんがいるところなどは、ミマモルメのチラシが全然なくて、全部紙でお子さんが二人で全部毎回2枚ずつ作るのだと、本当にいい加減にしてほしいということで、学校ごとにせっかく指導主事のブロックがあって回られているので、その辺りも一緒にもうこのようにしていきましょと、家庭数でチラシも全部配るのではなくて、ミマモルメやデータ化の指導や、それは教職員を守る一つにもなると思います。ちょっと真剣に、せっかくこうして毎回メッセージをもらっているのに何もできない無力さをずっと感じていたので。中には紙で必要なチラシもあると思います。教育委員会からとか学年だよりとか、それでも10分の1とか2とかに減ると思いますので、先生方の負担がだいぶ変わってくるので、その辺り少し真剣に取り組んでももらいたいと思っています。

【松浦政策推進担当部長】

チラシの分は、2学期の意見・提案でももう既に出てき

ています。異委員がおっしゃっていただいたことはしっかり受け止めて考えていきたいと
思います。

【大竹委員】 教職員からの意見・提案制度というのは、風通しの良い職場作りをする
ためにしていこうということで、これだけ毎回提案が出てくるということはある意味で
は良い制度になってきつつあるのかなと思います。問題は今回もエアコンの設置、始業式
をずらせないか、あるいは周知文書、共同学校事務室の話、学校徴収金の話、これは過去
にも何回も出てきています。何回も出てきているけれども、やはりまたこれが出てくると
いうことになる、先ほどの異委員の言った話と重なるのですけれども、どういう風に周
知をしているのかなと思います。別な見方をすると、今の改善の案でもまだまだ不安なと
ころ、不満な点があるからこのような意見・提案がでてくるのかなと思っています。そう
いった面では一回一回周知をしてそれで浸透するようにする努力をする、そのためには回
答を返したあと、これについてどうですかというようなことは校長会で聞きますというこ
となので結構ですけれども、そういうことをしていく必要があると思います。その上で、
一つはエアコンの問題です。昨今は7月も暑いし9月も暑いし、従来どおり夏休みを1か
月我慢すればということではなく、予算の関係もあるし、いろいろ設置計画を立てますと
いうことなので、できるだけ早くそういった計画を立てて、計画の優先順位を上手く作っ
て現場の先生方もいつ頃には直るということを早く示さないと納得感が得られないのだろ
うと思います。事前説明の時もお聞きしましたが、暫定的に工事が遅くなるような教室に
ついて、何か少しでもクールダウンできるような対策を考えてもらえると有難いです。な
かなか難しいということだったのですけれども、少しその辺り、優先順位をつけて計画を
はっきり示すということで、ある程度納得感も得られるのかなという気がします。それか
ら周知文書の話は、全く同じでして、配付の権限というのは誰が持っているのかというこ
とですけれども、教育委員会が出すものについては、教育委員会が権限を持っているとい
うことですけれども、地方の団体の配付権限は誰かということ、やはり校長だということな
ので、例えば地域にこういったようなイベントがあるから、ぜひ体験でも良いのでやって
くださいということになると、全市一斉に配る話でもないので、そのエリアの学校の配付
文書になってくると思うのですけれども、それをいちいち校長が判断するのも大変なので、
例えばある程度のこれくらいの内容は配付しましょう、それ以外のものはもう止めましょ
うとか、それくらいしないとなかなかこの配付文書に対する負担感は減らないと思います。
先ほどデジタル化ということで、ミマモルメを使うということもそうなのですから、

元々の団体からの配付文書も校長の権限だからお任せしますという教育委員会の見解のようでもありますけれども、それはある程度、この手のものは配りましょう、この手のものはもう止めましょうとか、一度見直していただけると有難いです。それから学校徴収金の件ですが、この方の言っている趣旨は、回答では会計室の基準に基づいて見直すということですが、会計室の基準が2万円ということで、この方の提案は5万円ぐらいまでということなので、会計室の準拠で2万円とした場合に、この方の思っておられるところかというと本当に回数が減るのかどうか。2万円とした場合に、銀行に行く回数が減るのかどうか、やはりある程度金額を上げないと銀行に行く回数が減らないということであれば、単に準拠ということではなくて、問題はお金を持って銀行に行くことが大変だということなので、大変さを解消することを目的として、それが結果的に2万円で準拠しても良いということであれば準拠しても良いが、それではやはり回数が多くて大変だということになると、会計室に2万円というのをもう少し上げることができるのかどうか提案して頂きたいです。当然お金の話ですから安全の問題が多々あると思いますけれども、単に要望があったから会計室に準拠するということではなくて、こういったものについては、銀行に行く回数を減らして、少しでも時間を短縮したいということなので、それを実現するようなことで、提案者の立場に立って会計室との基準に対してさらに意見を言うかとか、そういうような見方で見ていただければ有難いと思います。

【平井委員】 教学マネジメントにつけるように思います。現場の教員がいろいろな意見を持つのは当然ですが、その中で学校が一つの組織体として何をどの時点で使いこなすかということを合意形成できていないといけません。公立の場合は教育委員会事務局が中心になっているので、学校長に丸投げするのではなく、教育委員会事務局がイニシアティブをとって基本的にこの線まではとライン引きをしっかりとしておくべきではないかと思います。例えば、配付文書一つにしてもそうですが、全員に配るべきものがあるわけですからあるいは配る必要がないものがあるわけですからそれを十把一絡げしては困るので学校長の判断でということだけでも、そこに温度差が生じます。ですので、基本的にガイドラインを作られて示されることの方が大事なかなと思います。小中が400近くあるのであれば実際にいろいろな考え方もあるだろうから、学校の規模にもよるのかもしれませんが、教学マネジメントという指定をどのようなレベルでしているのかが重要なのではないのでしょうか。基本的には事務局が中心になられて、学校長自身の各学校の取組の姿勢、それを具体的にガイドラインで示すことの方が早いのかなという気がします。

【赤木委員】 教育委員になって1年ですけども、委員の方々がおっしゃっているとおり、大阪市はものすごく学校のデジタル化が遅れていますね。もう何回も申しあげていることです。資料の3番の方がおっしゃっているのは、自宅でちょっとした作業をしたかったのに、SKIPがエラーでダウンしていたと苦情を言われています。このようなトラブルを起こらないようにすることはもちろんですが、やはり働き方改革のためにももっとデジタル化を進めていかないといけないと思います。さらに、幼稚園はもっとひどい状況ですよ。そもそも「デジタル化」はそんなに難しいことではなくて、基本、誰でも使えるようにできているので、簡単なところから進めていくことができないのかと、本当にいつも残念な気持ちになります。デジタル化を進めるのは事務の領域も必要です。最近では銀行に行くと振込みをしようとする、「これはネットバンキングで手数料が安くできます」と必ず画面に出ます。法人は別扱いになるかもしれませんが、たとえば、窓口があるところにいかないといけないとかいろいろあるかもしれないですが、全体的にやはりデジタルを使って、ICTを使って、ということを一層進めていくということ、繰り返しになりますがお願いしたいと思います。

【多田教育長】 今日各現場の方からもたくさん意見をいただいて、それぞれ先生方からも何回か同じような趣旨の項目、周知文書のこと、徴収金のことが出てきたかと思っています。一方で学校の現場でも、ある程度デジタル化と言いますか、ICTの活用をした負担の軽減などに努めております。ミマモルメの使い方、学校から保護者や子どもたちにお伝えすべきことを優先する使い方からいこうか、ということがそもそも始まりだったかと思いますが、その上で、周知文書の扱いをどうしようかということが後から追いかけてきまして、結果から申し上げますと、どれを送るべきなのか、たくさん送りますと受け取る側の方もまた混乱をして、これも見るべきだとかどうだとか混乱するようなこともあるのではないかとということもございます。今日ほかの項目も含めて、一定のガイドラインなり基準なりを設けることができるのかどうかということがございましたので、一旦、こういうような形で回答ということで整理をいたしておりますけれども、そういうような目線でもう一度見てまいります。現場の方のこういった提案をいただいていることは非常に有難いと思っていますし、冒頭、異委員からもございましたように、どのように現場に返っているのか、声がしっかり届いているのか、その点は教育委員会含めて、他の部署含めて、こういうような仕組みを作っている部署は実は少ないこともあって、率直なこのような意見に対しての議論が公の形で議論されていって回答されているというそのことが、

一定答えが満足いくかどうかはあるのですが、仕組みとしてはなかなか良い方向に、議論の仕方としては非常に望ましいのではないのかなと考えています。最終的に求めている目的に対して、どういう検討がなされているのかということをしつかりと押さえて、できれば課題について早く解決する方法で議論をすることを願っておりますので、そういうことで一旦こういう風な整理をしておりますけれども、まとまった形で考え方が示せるものについては、できるだけそういった方向でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第102号「第49回学校医等永年勤続者表彰について」を上程。

杉本学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校医等永年勤続者表彰は、「学校医等永年勤続者表彰実施要項」に基づいて、本市校園の学校医・学校歯科医・学校薬剤師として、20年以上、校園における保健管理に関する専門的事項に関してご尽力いただいた方々に対して、その功績を讃えるために表彰を行い、表彰状及び記念章を授与するものである。

今年度の被表彰者については、学校医としては、田淵義勝先生をはじめ、31名、学校歯科医としては、梅本匡先生をはじめ、7名、学校薬剤師としては、宮卓子先生をはじめ、8名、以上、46名の先生方である。

表彰期日は11月3日の文化の日であり、表彰状等については、期日以降、校園長より受賞者へお渡しすることとしている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第103号「市会提出予定案件（その12）」を上程。

西生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、指定管理者の指定の流れであるが、指定管理予定者選定会議による審議結果を受けて、教育委員会として指定管理予定者を決定のうえ、市会案件として提出し、市会の議決を経て、教育委員会が指定管理者を指定することとなっている。

生涯学習センターについては、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図る施設として設置され、平成18年度より指定管理者制度を導入している。現在の指定期間が令和7年3月末で満了することから、次の指定管理者を公募し、学識経験者、公認

会計士など、4名の専門家からなる「指定管理予定者選定会議」により、新たな指定管理者の選定を進めてきた。このたび、選定会議から審議結果の報告があったので、その内容をご報告させていただく。

審議の経過について、5月24日の第1回選定会議では、募集要項や選定方法等についての審議を行い、募集要項の配付を6月21日から行い、7月17日に現地説明会を開催し、8月26日から30日にかけて、申請書類の受付をした。現地説明会には3団体の参加があったが、最終的に申請があったのは1団体であった。

9月24日の第2回選定会議では、選定基準に基づく申請書類の審査を行い、申請団体に対するヒアリング等を行った。選定委員の構成については、資料6ページのとおり、学識経験者、公認会計士など、4名の専門家に委嘱している。審議結果の報告は、資料7ページから9ページにお示ししている。選定会議において、事業計画書等の提出書類について審議するとともに、申請団体へのヒアリングを行い、総合的に審査した結果、『『一般財団法人大阪教育文化振興財団』が大阪市立総合生涯学習センターほか2施設の指定管理予定者として適格である』との報告を得たところである。

申請団体の申請内容に対する書類審査、ヒアリングを踏まえた総合評価の点数は100点満点中「82点」と判定されており、内訳は8ページ（4）選定項目及び審査結果の表のとおりとなっている。

選定委員による評価理由については、同じく資料8ページの（2）審議内容に記載の大阪市立生涯学習センター条例第15条の規定に基づく4点の選定基準に沿って、9ページの（5）に主な意見として挙げている。

まず、1点目「住民の平等な利用の確保」の項目においては、サービス向上や利用促進に向けた取組、平等利用の確保等の提案、条例に基づく適正な運用が可能であると認められている。

2点目の「生涯学習センターの効用の最大限の発揮と、施設の管理経費の縮減」の項目においては、施設の運営方針や事業計画が、施設の設置目的や「生涯学習大阪計画」を踏まえた内容となっていること、また、支出計画や経費縮減策より、市費の縮減に向けて、管理経費の削減に努める姿勢が一定認められる点などが評価されている。

3点目の「生涯学習センターの管理運営業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力」の項目についても、申請書類などから特に問題は認められず、生涯学習事業の実施実績や施設管理の経験も十分であり、適切な資格を有する専門的な職員の配置が

確保されていることなどから、施設の管理運営に必要な基盤、技術的能力を有しているとの評価をいただいている。

4点目についても、「生涯学習センターの適正な管理運営」について、関係規定の整備状況や実績報告に関する書類等から、関係法令や大阪市の条例・規則を遵守し、大阪市に準ずる取扱いが可能と見込まれている。

また最後に、生涯学習センターの現状と課題の分析に基づいて新たな取組や多様なニーズへの対応等、期待を含めてのご意見をいただいている。

以上の選定会議の審議結果報告を踏まえて、「一般財団法人大阪教育文化振興財団」を大阪市立総合生涯学習センターほか2施設の指定管理予定者として選定したいと存じる。

指定管理者の指定は、市会の議決を経る必要があることから、戻って、議案書の3ページから4ページに、先ほどご説明申しあげた内容の議案を作成している。指定管理に付する施設は、総合生涯学習センター、阿倍野市民学習センター、難波市民学習センターの3施設である。

指定管理者は「一般財団法人大阪教育文化振興財団」である。指定の期間は、令和7年4月から令和12年3月末までとしている。今後、12月開会予定の市会に追加案件として提出のうえ、議決を経てまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 この団体を選定することについて異論はないのですけれども、申請が1団体だけだったということになっていますよね。元々指定管理者ではない複数団体から選んでというところが質を保つなどのメリットにつながっていると思いますので、1団体しか申請がなかったところに条件上、問題がなかったのかどうかとか、今後この団体を選んだ、選ばざるを得なかったかわからないですけれども、選んだ時にこれ以上質が下がらないように指導をしていただくという観点から、次回の公募の時まで継続的に見守っていただけたらと思います。

【西生涯学習部長】 ありがとうございます。今回3者ほど説明会に来られました。そのうち、1者だけが応募し、今回選定されることになっておりますけれども、契約管財局の規定に従いまして、残り2者につきましても、どういう点が辞退された理由になるのかヒアリングをする予定にしております。今般の諸物価、人件費の高騰など、生涯学習センターが持っています専門性などを勘案してなかなか経費的に見合わないところがあって

辞退されたのではないかと推測しております。ヒアリングを通じてその辺りを明らかにしていけたらと思っております。またご指摘のとおり、指定管理者制度は競争性、透明性を図ろうとするものであります。5年後も指定管理者制度を継続することになると思いますので、その時により透明性、競争性が働くように努めてまいりたいと思います。今回、大阪教育文化振興財団を指定管理者として選ぶことになるかと思いますが、こちらでも毎年モニタリングをすることになっておりますので、外部の専門家の方を通してモニタリングをしていただくとともに、我々も必要に応じて毎年指導等を行い、質の低下等を起こさないように努めてまいる所存でございます。何卒よろしくお願いいたします。

【大竹委員】 8ページの2番目の項目、管理費の縮減や収支計画が大体9割以上となっていますけれども、これは市側がある程度の管理費の縮減や収支はこれくらいだというようなものを出したものの対しての評価ですか。それとも今まで実施している過去5年間の管理費に対してさらに縮減を図っている評価ですか。

【比嘉生涯学習担当課長】 指定管理制度につきましては、今、物価高騰などでどの団体も経費面で苦労しているということがあって、昨年度の市会でも議論になりまして、今回結構制度が変わっています。その中の一つに予め上限額を設定するという項目がございまして、仕様書の中でこの上限額の枠内で収めることにしています。指定管理者に応募する方がその上限額を守っている時点で、30点満点中20点としています。今回の応募団体は上限額が守られておりましたので、20点プラス光熱費の縮減ですとか、ペーパーレス化とかいろいろなことで支出を抑える努力をしているという提案がなされているということでこの点数になっております。

【大竹委員】 わかりました。一応過去ではなくて今後の資材あるいは人件費の高騰も見込んだ上限額に対しての評価ということですね。ただ今後も人件費は上がってくと思うので、その際は前のコロナのような時に追加したことがありましたよね。時代の状況を見て柔軟に対応をしていただければ有難いと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第32号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、被処分者が、教育委員会事務局に対し、18歳未満の女子高校生の下着を盗撮し

たことを認めている事案で、教育委員会会議における懲戒処分意思決定を待つと、その前に被処分者が任期満了により退職し、懲戒処分を行うことができなくなり、本市教育行政への市民の不信が高まると考えられることから、本市教育委員会教育長専決規則第2条第1項における「緊急の必要があるとき」に該当するものとして、教育長の専決により、懲戒処分を行ったものである。

被処分者は中学校の講師で、処分内容は懲戒処分として免職とする。処分年月日は、令和6年9月30日である。

事実の概要であるが、当該講師は、令和6年9月4日、JR八尾駅構内のエスカレーターで、スマートフォンを自らの前方にいた女子高校生のスカートの中に差し入れ、下着を盗撮し、同月13日、性的姿態等撮影罪として罰金刑に処された、というものである。

本件事案の経過について、令和6年9月4日に八尾警察署から連絡があり、詳細を確認したところ、当該講師が大阪府迷惑防止条例違反（卑わいな行為の禁止）の容疑で逮捕されていることが発覚した。同月12日、八尾警察署へ赴き、当該講師と接見し事情聴取を行ったところ、盗撮の事実を認めた。同月17日、改めて事情聴取を行ったところ、当該講師は、当該行為により同月13日に性的姿態等撮影罪で罰金60万円の略式命令を受けた事実が判明した。なお、罰金60万円は、同月24日に納付済みであることを確認している。

当該講師の事情聴取について、当該講師は、被害女性が高校の制服を着ていたことから高校生であると認識していたことを認めた。なお、女子高校生を狙って盗撮しているのかとの質問に対しては否定している。被害女性の年齢については「警察の取り調べにおいて、被害女性が当時16歳であることを告げられた」、動機については、「赴くままの行動をとってしまった」、「令和3年度から4年度にかけて300回程度、同様に盗撮した。その中には女子高校生も入っている」、「スマートフォンに残っていた動画及び画像は警察に依頼して全て削除した」、「学校では盗撮行為は行っていない」と述べている。当該講師は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

（5）多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
